#### 1. 事務局

ここで述べる事務局とは、市川市ビジネスマッチング in N-PLUS 2018 共同出展(以下、「共同出展」という)の出展・運営・管理のために、 エヌプラス主催者により設置されたエヌプラス事務局(以下「主催者」 という)との事務手続きのため設置した組織を指します。

### 2. 共同出展対象者及び申込み

- (1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であり、かつ市川市内に本・支店または営業所等がある企業に限ります。
- (2)共同出展の申込みをする場合は、市川市共同出展申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、必要な資料を添付した上で事務局へ提出することによって、共同出展申込者として受け付けます。共同出展申込書が事務局で受理された時点で、共同出展申込者は「市川市ビジネスマッチング in N-PLUS 2018 共同出展規約(以下「共同出展規約」という)」に同意したものとみなします。
- (3)事務局は申込書を受理した後、市内での事業実態等を確認するため、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。

## 3. 共同出展者の決定及び本規約の効力の発生

(1)事務局は申込書類により、審査によって共同出展者を決定し、市 川市共同出展承諾・不承諾決定通知書(様式第2号)により通知しま す。

ただし、審査内容等については公表しません。

(2) 本規約は、市長が共同出展を承諾した日から、効力が生ずるもの

とします。

(3)事務局が共同出展者として適当でないと判断した場合、決定通知後であっても、事務局は共同出展の決定を取り消すことができます。 その際の判断根拠等は公表いたしません。また、こうした事由で出展できないことで生じた共同出展者及び関係者の損害は補償しません。

# 4. 共同出展の参加料

市に支払う共同出展参加料は80,000円です。振込手数料は、共同出展者が負担するものとします。

## 5. 出展の取り下げの禁止

共同出展決定通知を受けた後の出展取消・解約は、天災・人災などの 災害や不可抗力により、主催者が展示会を中止した場合以外は、原則と して認められません。共同出展者のやむを得ない事情により、出展のす べてまたは一部の取消・解約をする場合、共同出展者は書面にてその理 由を事務局へ提出してください。また、共同出展者から納付された共同 出展の参加料は、原則として返金しないもとします。

## 6. 共同出展にて事務局が提供するもの

- (1) 展示スペース(1小間:間口2m、奥行2m、高さ2.7m)
- (2) カーペット
- (3) パラペット
- (4) PRボード
- (5) カラーパネル
- (6) パイプイス×1
- (7)展示台×1
- (8) 蛍光灯×2
- (9) コンセント

# (10) 電気工事+1kwの電気供給

# 7. 自社負担項目

上記項目以外については、共同出展者による手配・負担になります。 ただし、主催者より後に配布される「出展マニュアル」に従い、主催者 にお申込みの上、別途ご負担していただく場合があります。提出物は事 務局にて取りまとめ主催者へ提出いたします。請求は主催者からの請求 書となります。

### 8. 市川市専用共同出展スペース等の位置

展示会場内の市川市専用共同出展スペースの位置については、出展内容、出展規模、実演の有無などを考慮して主催者が決定します。共同出展者は、主催者に対する異議申立てはできません。全て主催者に一任されます。また、共同出展スペース内の各展示スペース(各小間)の位置についても同様に事務局の決定とし、共同出展者は事務局に対する異議申立てはできません。全て事務局に一任されます。

## 9. 展示装飾工事及び資材

装飾を施工業者に依頼する場合は申込の際、事務局にご一報ください。 詳細については、出展決定後に主催者による出展者説明会で配布され る「出展者マニュアル」を参照の上、お申込みください。

# 10. 本展示会の運営

- (1) 共同出展者は、展示会開催趣旨に合致し、共同出展申込書に明示された内容以外の展示はできないものとします。
- (2) 実演または、他の宣伝・営業活動は、すべて各展示スペース(各小間)の中に限られるものとします。各共同出展者は、実演または宣伝活動のために、各展示スペース(各小間)近くの通路が混雑するこ

とがないよう責任をもつものとします。

(3)他の展示スペース(小間)に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する展示スペース(小間)の妨害となる方法で自社の展示スペース(小間)を造作できないものとします。

隣接の展示スペース(小間)から苦情が出た場合、主催者又は事務 局が展示会の運営上の立場から鑑みて展示スペース(小間)の変更が 必要であると判断した場合は、当該展示スペース(小間)の共同出展 企業者はその変更に同意するものとします。

- (4)事務局は本展示会の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この共同出展規約に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。
- (5)共同出展者が共同出展規約ならびに主催者の配布する「出展マニュアル」の規定等に違反した場合、また主催者又は事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず主催者及び事務局はその共同出展者の出展を中止させることができます。その場合、その展示スペースは主催者及び事務局が処分することができます。なお、その際に生ずる共同出展者及び関係者の損害などに対し、一切の責任は負わないものとします。

## 11. 展示スペース(小間)の転貸しの禁止

共同出展者は、自社分の展示スペース(小間)を、事務局の承諾なし に転貸、売買、交換又は譲渡することはできないものとします。

# 12. 共同出展企業者の行動

共同出展者は、共同出展者にふさわしい品位ある行動をとっていただきます。共同出展者は必ず各展示スペース(各小間)に常駐し、常に出展者証を着用してください。

# 13. 展示品の管理と免責

主催者は、展示品の管理・保全について、警備員を配置するなど事故 防止に最善の注意を払いますが、各展示スペース(各小間)内の警備ま では行いません。展示品の管理は、共同出展者の責任において行ってく ださい。主催者及び事務局は、あらゆる原因から生ずる損失または損害 についてその責任を負わないものとします。

#### 14. 保険

会場への展示物搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険、賠償責任保険等の保険については、各共同出展者で加入してください。

特に各展示スペース(各小間)内の警備・保険に関しては共同出展者ごとに行うものとします。

# 15. 補償

- (1) 共同出展者が他社の展示スペース (小間)、事務局の運営設備または展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は共同出展者の責任において行うものとし、主催者及び事務局は一切責任を負わないものとします。
- (2) 主催者は、天災地変等のやむを得ない理由で本展示会の全てまた は一部を中止・変更する事ができます。また、主催者はやむを得ない 事情により、会期期間、開場時間等を変更することができます。これ らの為に生じた共同出展者及び関係者の損害については主催者及び 事務局は補償しません。

#### 16. 法的保護等

本展示会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公

開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護(工業所有権等の手続き等)については、共同出展者の責任において対応するものとします。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、共同出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者・事務局は一切の責任を負わないものとします。

# 17. 出展搬入・搬出と撤去

- (1)展示品等の会場への搬入日時及び会場の設営工事日時などの詳細については、出展決定後に主催者開催の共同出展者説明会によるご案内となりますが、主催者が通知する時間内に行われるものとします。各展示スペース(各小間)への展示品設置は、会期前日の午後4時までに完了されなければならないものとします。
- (2) 会期中の展示品の搬入、移動、搬出にあたって、共同出展者は、 主催者の承認を得た後、作業を行うものとします。
- (3)各展示スペース(各小間)内の展示品及び装飾物等は、後日、主催者が通知する時間内に撤去されなければならないものとします。

#### 18. 共同出展者提供素材

- (1) 共同出展者は、事務局が指定した期日までに、求められた共同出展者カタログ・web サイト用掲載素材及び各種申請書類を提出してください。共同出展者が提出した素材は、本展示会に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。提出された素材は返却いたしません。
- (2)共同出展者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法 的問題が発生する危険が一切ないものに限ります。
- (3) これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、共同出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することを保証し、主催者・事務局は一切の責任を負わないものとし

ます。

(4) なお、事務局は共同出展者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

# 19. 展示品の即売

本展示会は商談を目的としているため、共同出展者が各展示スペース (各小間)内で、現金と引き換えに展示品等の品物を即売する場合は、 主催者の開催、趣旨、目的にそった品目とし、実施方法など計画を事務 局に提出して下さい。主催者が認めたものに限り即売が可能となります。

#### 20. 試食·試飲

展示会場内での試食・試飲については、主催者の指示に従ってください。

# 21. 特定成人向けの商品等

すべての特定成人向け商品、公序良俗に反する製品、主催者及び事務 局が不適切と判断した製品については、出展・展示・プレゼンテーショ ン・販売・配布・会場持ち込みを禁止します。

## 22. 共同出展実績報告書の提出

本展示会の開催期間の最終日から30日以内に、開催期間中の共同出展に関する報告として、市川市共同出展実績報告書(様式第3号)を提出してください。

#### 23. 共同出展効果報告書の提出

本展示会の開催期間の最終日から3月を経過した日及び本展示会の 開催期間の最終日から6月を経過した日における共同出展の効果につ いて、これらの期間を経過した日から30日以内に市川市共同出展効果報告書(様式4号)を提出してください。

# 24. 出展規約等の遵守

すべての共同出展者は、事務局が定める一連の規約等(市川市共同出展実施要綱、出展規約、市川市共同出展者募集要項)及び主催者の配布する「出展マニュアル」に記載された全事項を遵守することに同意したものとします。

# 25. 個人情報の取り扱い

共同出展申込書に記載した情報は適切に管理し、本事業の運営及び、 市川市が共同出展案内・照会のために利用する場合があります。また、 今後、展示会などのイベント情報をご案内する場合がございますので、 予めご了承下さい。

(個人情報管理者:市川市 経済部 商工振興課長 TEL:047-711-1140)

市川市共同出展実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、優れた技術を有する市内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)に対し、技術開発を推進するための他の企業との連携、販路の拡大等の機会の場を提供することにより、市内の中小企業者の事業の拡大及び活性化を図ることを目的として、国内で開催される展示会に本市が中小企業者と共同して行う共同出展の実施に関し必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において「共同出展」とは、本市以外のものが国内で開催する全国的な規模の展示会(以下「展示会」という。)に本市と共同して出展し、本市が指定する場所で、製品、サービス等に関する展示を行うことをいう。

(共同出展対象者)

- 第3条 共同出展の申込みをすることができる者は、次に掲げる要件を満たしている中小企業者とする。
  - (1) 本市に本店、支店、営業所又は事務所を有すること。
  - (2) 本市が展示会ごとに定める規約(以下「規約」という。)に同意をすること。

(共同出展の申込み)

第4条 共同出展を希望する中小企業者は、市長が別に定める日までに、市川 市共同出展申込書(様式第1号)に規約に同意したことを表示し、市長が別 に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(共同出展者の決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、 共同出展の諾否を決定し、速やかに市川市共同出展承諾・不承諾決定通知書 (様式第2号)により当該申込みをした中小企業者に通知するものとする。
- 2 規約は、市長が前項の規定により承諾した日に成立し、その日から効力を

生ずるものとする。

(共同出展者の責務)

第6条 前条第1項の規定により共同出展の承諾を受けた中小企業者(以下「共同出展者」という。)は、共同出展の効果が最大限に発揮されるよう市長に協力しなければならない。

(共同出展の取りやめの禁止)

- 第7条 共同出展者は、第5条第2項の規定により規約の効力が生じた後は、 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、共同出展を取りやめることはで きない。
  - (1) 社会情勢の変化、天災その他やむを得ない事由が生じた場合
  - (2) 展示会の主催者がその開催を中止する決定をした場合
- 2 共同出展者は、共同出展の実施が困難となった場合は、速やかにその旨を 市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(共同出展の参加料等)

- 第8条 展示会の主催者に対する出展料は、本市が負担するものとする。
- 2 共同出展者は、市長に対し、規約で定める参加料を納付しなければならない。
- 3 展示会の主催者が負担する費用を除き、展示に要する費用については、共 同出展者の負担とする。
- 4 共同出展者は、市長が発行する納付書によりその指定する期限までに第 2 項の参加料を納付しなければならない。
- 5 既納の参加料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認める ときは、この限りでない。

(共同出展者の取消し)

- 第9条 市長は、共同出展者について次の各号のいずれかに該当すると認める ときは、共同出展の決定を取り消すことができる。
  - (1) 共同出展を実施せず、又は実施が困難であると市長が認めた場合
  - (2) 第4条の申込書に虚偽の記載を行った場合

- (3) 市長が共同出展を不適当と認めた場合
- (4) 展示会の主催者が共同出展を不適当と認めた場合
- (5) 共同出展を予定している展示会が中止になった場合
- (6) この要綱の規定及び規約に違反した場合

(実績報告)

第10条 共同出展者は、展示会の開催期間の最終日から30日以内に市川市 共同出展実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(共同出展の効果に関する報告)

第11条 共同出展者は、展示会の開催期間の最終日から3月を経過した日及び展示会の開催期間の最終日から6月を経過した日における共同出展の効果について、これらの期間を経過した日から30日以内に市川市共同出展効果報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、共同出展の実施に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

(施行期日)

附 則

1 この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、平成28年4月19日以後の申込みに係る共同出展について適用し、同日前の申込みに係る共同出展については、なお従前の例による。